

【資料 1-1-1-1】 泉南市防災会議条例

○泉 南 市 防 災 会 議 条 例

昭和 43 年 3 月 15 日条例第 9 号

改正 昭和 46 年 3 月 20 日条例第 9 号 平成 3 年 6 月 27 日条例第 23 号

昭和 50 年 3 月 29 日条例第 9 号 平成 5 年 6 月 29 日条例第 11 号

昭和 52 年 6 月 25 日条例第 20 号 平成 7 年 6 月 27 日条例第 13 号

昭和 54 年 6 月 21 日条例第 9 号 平成 7 年 10 月 25 日条例第 26 号

昭和 62 年 3 月 30 日条例第 4 号 平成 12 年 3 月 31 日条例第 12 号

昭和 62 年 6 月 22 日条例第 15 号 平成 24 年 9 月 25 日条例第 23 号

平成元年 3 月 31 日条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、泉南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の事務をつかさどる。

- (1) 泉南市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、48 名以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 6 名以内
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 5 名以内
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 名
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 16 名以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 10 名以内

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者2名以内

(9) その他必要と認め市長が任命する者5名以内

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月20日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月29日条例第9号抄）

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月25日条例第20号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

附 則（昭和54年6月21日条例第9号抄）

1 この条例は、公布の日から（中略）施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月22日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第14号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月27日条例第23号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 (前略) 改正後の泉南市防災会議条例の規定は、平成3年6月1日から適用する。

5 (前略) 改正前の泉南市防災会議条例の規定に基づいて支給された報酬又は実費弁償は、(中略) 改正後の泉南市防災会議条例の規定による報酬又は実費弁償の内払とみなす。

附 則 (平成5年6月29日条例第11号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 (前略) 改正後の泉南市防災会議条例の規定は、平成5年6月1日から適用する。

5 (前略) 改正前の泉南市防災会議条例の規定に基づいて支給された報酬又は実費弁償は、(中略) 改正後の泉南市防災会議条例の規定による報酬又は実費弁償の内払とみなす。

附 則 (平成7年6月27日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年10月25日条例第26号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し(中略)、附則第3項の規定による改正後の泉南市防災会議条例の規定(中略)は、平成7年9月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(内払)

2 (前略) 改正前の泉南市防災会議条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給された報酬又は実費弁償は、(中略) 報酬又は実費弁償の内払とみなす。

附 則 (平成12年3月31日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1-1-1-2】 泉南市防災会議委員一覧表

3 条関係	組織名及び役職
会 長	泉南市長
1 号委員	岸和田海上保安署 署長
	近畿地方整備局 大阪国道事務所長
2 号委員	大阪府 岸和田土木事務所長
	大阪府 岸和田土木事務所 地域防災監 参事兼地域支援・企画課長
	大阪府 泉州農と緑の総合事務所長
	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 事業企画・防災課・課長
	大阪府 泉佐野保健所長が指名する者
3 号委員	大阪府 泉南警察署長
4 号委員	泉南市 副市長
	泉南市 行政経営部長
	泉南市 総務部長
	泉南市 成長戦略室長
	泉南市 公共施設再編室長
	泉南市 市民生活環境部長
	泉南市 福祉保険部長
	泉南市 健康子ども部長
	泉南市 都市整備部長
	泉南市 教育部長
	泉南市 議会事務局長
5 号委員	泉南市 教育長
3 条関係	組織名及び役職

6 号委員	泉州南消防組合 消防長
	泉南市消防団 団長
7 号委員	西日本旅客鉄道株式会社 和泉府中駅長
	NTT 西日本株式会社関西支店 設備部長
	南海電気鉄道株式会社 泉佐野駅長
	関西電力送配電株式会社 大阪南本部 岸和田配電営業所長
	大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部 導管計画チーム・マネジャー
	西日本高速道路株式会社 関西支社 和歌山高速道路事務所長
	一般社団法人大阪府 L P ガス協会 泉南地区長
	日本郵便株式会社 泉南郵便局長
8 号委員	泉南市自主防災組織連絡協議会 会長
9 号委員	一般社団法人泉佐野泉南医師会 副会長
	泉南市区長連絡協議会 会長
	泉南市婦人団体協議会 会長

【資料 1-1-1-3】 泉南市防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は泉南市防災会議条例（昭和43年3月15日条例第9号）第5条の規定に基づき、泉南市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない事情があるときは、会議に代理の者を出席させることができる。ただし、代理の者は、当該委員が属する機関に属する者に限る。

(専決処分)

第3条 緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項であるときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

- (1) 泉南市防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害応急対策および災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に関し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部の設置及び連絡に関すること。
- (7) 泉南市防災計画の資料の修正に関すること
- (8) 組織の名称、機構等の変更に伴う泉南市防災計画及びその資料に係る軽易な修正に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(庶 務)

第4条 この会議の庶務は、行政経営部危機管理課が行う。

(補 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成26年6月9日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

【資料 1-2-1-1】 関係機関指定電話及び防災行政無線一覧表

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
(市関係)					
泉南市	危機管理課	泉南市樽井 1-1-1	072-483-0001 FAX 483-0325	(泉南消防署) 072-485-0119	528-8900
泉州南消防 組合	泉南消防署	泉南市信達市場 2012-1	072-485-0119 FAX 483-7951	同 左	
(府関係)					
大阪府	危機管理室 災害対策課	大阪府中央区大手前 2	06-6944-6021 (内線 4880) FAX 6944-665	同 左	200-8821
岸和田 土木事務所	地域支援・企 画課	岸和田市野田町 3-13-2	072-479-3601 (内線 335) FAX 422-9705	同 左	303-8910
岸和田 土木事務所 尾崎出張所	維持・河川グ ループ	阪南市黒田 52-3	072-471-0351 FAX 471-4000	同 左	339-8900
泉州農と緑の 総合事務所	地域政策室	岸和田市野田町 3-13-2	072-439-3601 (内線 207) FAX 438-2069	同 左	303-8920
大阪港湾局	阪南建設管理 課	岸和田市港緑町 4-10	072-439-5261 FAX 439-5263	同 左	384-0
泉佐野保健所	企画調整課	泉佐野市上瓦屋 583-1	072-462-7701 FAX 462-5426	同 左	627-8900
南部流域 下水道事務所	建設課	貝塚市港 25	072-438-7406 FAX 438-8237	同 左	280-70-890 0
漁港管理事務 所	水産課漁港・漁 業取締グルー プ	泉佐野市住吉町 9-6	072-462-8649 FAX 462-8230	同 左	
(警察関係)					
泉南警察署	警備課警備係	阪南市尾崎町 70	072-471-1234 (内線 463) FAX 472-4625	同 左	
(指定地方行政関係)					
近畿農政局 大阪地域セン ター	農政推進グル ープ	大阪府中央区 大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 6 階	06-6943-9691 FAX 6943-9699	同 左	804-8900

大阪航空局 関西空港事務所	総務課	泉南郡田尻町 泉州空港中 1	072-455-1300 FAX 455-1325	072-455-1321	
岸和田 海上保安署		岸和田市新港町 1 港湾合同庁舎	072-422-3592 FAX 437-0444	同 左	814-8900
関西空港 海上保安航空 基地	警備救難課	泉佐野市 泉州空港北 1	072-455-1325 (緊急) 072-455-4999 FAX 455-1238	072-455-1236	815-8900

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
泉佐野公共職 業安定所	庶務課	泉佐野市上町 2-1-20	072-463-0565 FAX 462-8689	072-463-0565	
近畿地方整備 局大阪国道工 事事務所南大 阪維持出張所		泉大津市我孫子 99-6	0725-23-1051 FAX 23-3629	同 左	
(自衛隊関係)					
陸上自衛隊 第 3 師団 第 37 普通科 連隊	第 3 科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090 FAX 41-0090	同 左	825-8900
(指定公共機関及び指定地方公共機関)					
日本郵便(株) 泉南郵便局	総務部	泉南市樽井 7-26-1	072-483-9535 FAX 485-4311		
西日本旅客鉄 道(株)和歌山支 社		和歌山市吉田 94-1	073-425-6091		
西日本旅客鉄 道(株)統括駅 和泉府中駅	日根野駅 (和泉砂川駅 担当者)	和泉市府中町 1-1	090-8217-975 2	同 左	
NTT 西日本 (株)大阪支店	設備部 災害対策室	大阪市中央区 博労町 2-5-15	06-6120-4471	局番なし 113	
日本赤十字社 大阪府支部	事業課	大阪市中央区 大手前 2-1-7	06-6943-0705 FAX 6941-2038	同 左	837-8980
西日本高速道 路 (株)関西支社 和歌山高速道	統括課	和歌山市栗栖 字中須 1038-2	073-472-2091	06-6876-5418 (吹田道路管制 センター)	

大阪ガスネットワーク(株)南部事業部	導管計画チーム導管計画GP	堺市住吉橋町 2-2-19	072-238-2375	同 左	
日本通運(株)泉州支店		岸和田市地蔵浜町 7-6	072-439-2221	同 左	
関西電力送配電(株)大阪南本部	統括グループ	大阪市住之江区浜口西 3-9-5	0080-777-3081	同 左	
新関西国際空港	運用部 消防・防災 GP	泉佐野市泉州空港北 1	072-455-2077 FAX 455-205	同 左	847-8901
南海電気鉄道(株)	総務室総務部	大阪市中央区難波 5-1-60	06-6644-7121 FAX 6644-712	(運輸指令) 06-6632-8400	
南海電気鉄道(株)		泉佐野市上町 3-11-41	072-462-0153	同 左	
(一社)大阪府LPガス協会	泉南地区長	泉南市信達市場 2128	072-483-2156	同 左	

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防災行政
			昼 間	夜 間	
(公共的団体及び防災上重要な施設の管理者)					
(一社)泉佐野 泉南医師会	事務局	泉佐野市湊 1-1-30	072-464- 7400	同 左	
岡田浦漁業協 同組合		泉南市岡田 5-39-11	072-484- 2121	同 左	
樽井漁業協同 組合		泉南市りんくう 南浜 2-202	072-483- 5519	同 左	
泉南清掃事務 組合		阪南市尾崎町 532	072-484- 0581	同 左	
泉南市社会福 祉協議会		泉南市樽井 1-8-47	072-482- 1027	同 左	
(近隣市町)					
岸和田市	危機管理部 危機管理課	岸和田市岸城町 7-1	072-423- 9437	同 左	502-8900
貝塚市	危機管理室	貝塚市畠中 1-17-1	072-433- 7392	同 左	508-8900

泉佐野市	市民協働部 危機管理課	泉佐野市市場東 1- 295-3	072-463- 1212	同 左	513-5900
熊取町	総合政策部 危機管理課	泉南郡熊取町野田 1- 1-1	072-452- 9017	同 左	537-8900
田尻町	総務部 安全安心まちづ くり推進局	泉南郡田尻町 嘉祥寺 375-1	072-466- 5009 (内線 342) FAX 466- 8725	同 左	538-8900
阪南市	総務部 危機管理課	阪南市尾崎町 35-1	072-471- 5678	同 左	532-8900
岬町	まちづくり戦略 室危機管理担当	泉南郡岬町深日 2000-1	072-492- 2759	同 左	539-8900

【資料 2-1-1-1】 泉南市災害対策本部条例

○泉 南 市 災 害 対 策 本 部 条 例

昭和43年3月15日

条 例 第 8 号

改正 平成8年3月29日条

例第2号

平成10年3月27日

条例第6号

平成24年9月25日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、泉南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 27 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 2-1-2-1】 泉南市防災行政無線局運用管理規程

○泉 南 市 防 災 行 政 無 線 局 運 用 管 理 規 程

昭和 57 年 3 月 1 日

訓令第 1 号

改正 平成 12 年 12 月 29 日訓令第 9 号

平成 13 年 9 月 28 日訓令第 11 号

平成 25 年 3 月 29 日訓令第 2 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、泉南市が設置する防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の運用及び維持管理（以下「運用」という。）に関し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び総務省令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政無線局 泉南市防災行政無線局の総体をいう。
- (2) 基地局 防災行政無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。
- (3) 基地局子機 基地局と有線で接続され、統制を受ける無線局をいう。
- (4) 移動局 基地局の統制を受け、移動する無線局をいう。

第 2 章 防災行政無線局

(設置)

第 3 条 防災行政無線局の種類、呼出名称及び配置場所は、別表第 1 のとおりとする。

(基地局管理者)

第 4 条 防災行政無線局に基地局管理者を置く。

2 基地局管理者は都市整備部長、副基地局管理者は上下水道部長の職にあるものをもって充てるものとする。

3 基地局管理者は防災行政無線局を統括し、その運用を統制管理する。

4 副基地局管理者は、基地局管理者を補佐し、基地局管理者に事故あるときはその職務を代理する。

(無線管理者)

第 5 条 防災行政無線局に無線管理者を置く。

2 無線管理者は、都市整備部道路課長の職にあるものをもって充てる。

3 無線管理者は、防災行政無線局の無線設備及び通信の管理を行う。

(通信担当者)

第 6 条 基地局子機に通信担当者を置く。

2 通信担当者は、市長が選任した無線従事者の中から基地局子機設置部の長が指名した

者を充てる。

3 通信担当者は、基地局子機の技術操作を行う。

第3章 運用

(運用時間)

第7条 防災行政無線局の運用は、常時行う。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般行政通信 平常時に行う通信をいう。

(2) 統制通信 防災体制に伴い、基地局管理者が通信統制を実施したときに行う通信をいう。

(通信統制)

第9条 基地局管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他必要があると認めたときは、通信を統制することができる。

(移動局の運用)

第10条 移動局を開局又は閉局しようとする者は、基地局又は基地局子機に通知しなければならない。

第4章 管理

(通信業務の管理)

第11条 通信業務の管理を行うため、通信担当者は、日常業務終了時、無線業務日誌に必要事項を記録しなければならない。

2 無線管理者は、毎年1月から12月までの無線業務日誌を集計し、無線業務日誌抄録を作成したうえ、近畿総合通信局に提出しなければならない。

(その他)

第12条 防災行政無線局の通信方法については、基地局管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成12年12月29日訓令第9号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日訓令第11号)

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第 1

呼出名称	機種	配置場所
ぼうさいせんなん	基地局	本庁
ぼうさいせんなん	基地局子機	都市整備部及び上下水道部
ぼうさいせんなん 1. 2	移動局（車載用）	上下水道部
ぼうさいせんなん 3. 4	移動局（携帯用）	上下水道部
ぼうさいせんなん 5	移動局（車載用）	上下水道部
ぼうさいせんなん 6. 11. 12	移動局（ショルダー）	上下水道部
ぼうさいせんなん 13. 14	移動局（ショルダー）	都市整備部

【資料 2-1-2-2】 泉南市防災用広報システム運用要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、泉南市防災行政無線局運用規程（昭和57年訓令第1号）に基づく防災行政無線を補完する泉南市防災用広報システムの適正な運用、維持管理（以下「運用」という。）を行うため、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広報システム 泉南市防災用広報システム全般をいう。
- (2) 親局 広報システムを統括し、通信の運用を統制する、泉南市役所本庁に設置されたMCA無線局及び低軌道衛星通信局をいう。
- (3) 補助局 泉南市消防本部に設置された、親局に準ずるMCA無線局及び低軌道衛星通信局をいう。
- (4) 拡声子局 MCA無線および低軌道衛星通信を利用し、拡声放送を行う無線局をいう。

(設 置)

第3条 広報システムの呼出名称、種別及び配置場所は、別表1のとおりとする。

(放送の種類)

第4条 無線局による放送の種類は、緊急一括、一括、群及び個別放送とする。

(緊急一括放送)

第5条 緊急一括放送は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地震、台風及び火災等の緊急事態に関する事項及び地域防災計画に定められた避難勧告・指示
- (2) 泉南市国民保護計画における警報・緊急通報及び避難・退避の指示
- (3) 水道、電気、電話、ガスの故障等により市民生活に著しく支障があると予測されるとき、当該故障及び復旧等に関する事項
- (4) 人命にかかわる事項
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に緊急を要する事項

(一括放送)

第6条 一括放送は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 泉南市全域に周知連絡することが必要な事項
- (2) その他特に市長が必要と認めた事項

(群及び個別放送)

第7条 群及び個別放送は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 泉南市の一部の地域に周知連絡することが必要な事項

(2) その他特に市長が必要と認めた事項

(放送の担当)

第8条 放送は、総合政策部危機管理課が行う。ただし、火災放送ならびに職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第3条第1項に定める週休日、第8条第2項に定める休日及び同条例施行規則第4条第1項に定める勤務時間外における放送は、補助局である泉南消防署が行う。

2 泉南市区の設置等に関する規程（平成17年訓令第4号）に定められた区が、区に関する事務に必要な広報を行う必要がある場合、事前に危機管理課から包括して承認を得る（以下「包括承認」という。）ことにより、拡声子局の管理を委託している区長等は、当該1局の放送（以下「個別地域放送」という。）を行うことができる。ただし、複数の子局を使用して放送を行う必要がある場合は、区長等からの依頼により危機管理課が所要な子局に放送を行うこととする。

(放送の依頼)

第9条 放送を希望する者は、事前に書面をもって危機管理課に依頼し、承認を得なければならない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 事前に包括承認を受けている個別地域放送については、この限りではない。

3 放送の承認を行った場合であっても、前第5条に定める緊急一括放送を行う必要が生じた場合は、円滑な通信体制を確保するため、緊急一括放送を優先することとする。

(放送の記録)

第10条 総合政策部危機管理課は、放送内容に関する記録を整理保存するものとする。

2 放送内容に関する記録の保存期間は、年度終了時から3年間とする。

附 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

【資料 2-1-3-1】 泉州南消防組合警防規程

平成28年7月1日

泉州南消防組合消防長訓令第8号

泉州南消防組合警防規程(平成 25 年 4 月 1 日泉州南消防組合消防長訓令第 11 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 警防活動体制(第 4 条—第 13 条)
- 第 3 章 活動の基本原則(第 14 条—第 18 条)
- 第 4 章 指揮体制(第 19 条—第 24 条)
- 第 5 章 災害現場活動(第 25 条—第 30 条)
- 第 6 章 特別警戒(第 31 条—第 33 条)
- 第 7 章 消防通信(第 34 条)
- 第 8 章 消防調査(第 35 条・第 36 条)
- 第 9 章 警防訓練(第 37 条—第 40 条)
- 第 10 章 安全管理(第 41 条・第 42 条)
- 第 11 章 警防計画(第 43 条)
- 第 12 章 応援出動等(第 44 条)
- 第 13 章 報告(第 45 条—第 47 条)
- 第 14 章 雑則(第 48 条—第 51 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、火災その他の災害(以下「災害」という。)に際して警防体制の万全を図り、災害活動に迅速かつ的確に対処し、災害による被害を軽減するため、警防に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警防活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に実施する災害の防除、警戒及び鎮圧等、被害の拡大を最小限にとどめるために消防が行う活動をいう。
- (2) 警防計画 災害による被害を最小限にとどめるため必要な事前の対策をいう。
- (3) 警防本部 消防本部における災害対応を総括する組織をいう。
- (4) 現場指揮本部 災害現場における最上級指揮者(以下「最上級指揮者」という。)が災害現場を統括するための拠点をいう。
- (5) 各級指揮者 災害現場における大隊長、中隊長、小隊長及び分隊長をいう。
- (6) 特別警戒 地震又は異常気象等により特に必要とされる場合に行う警防活動をいう。
- (7) 増員体制 風水害又は大規模災害時等に際し、通常警防体制では警防の万全を期し難

いときに行う警防体制をいう。

(8) 関係機関 防災、警察、医療及び行政等、各種災害が発生した場合に、直接又は間接に警防活動と関係のある機関及び警防部長が必要と認める機関をいう。

(9) 所属長 消防本部の課長及び消防署長
(警防責任)

第3条 消防長は、警防活動の最高方針を決定し、警防活動を指揮統括する。

2 警防部長は、この規程の定めるところにより、警防活動を掌握し、警防体制の確立を図るとともに、消防署長(以下「署長」という。)及び警防部に所属の課長を指揮監督する。

3 総務部長は、消防長の指示に従い、総務部に所属の課長を指揮監督する。

4 所属長は、消防部隊の運用、指揮統制及び災害情報等を統括し、警防活動に当たる。

第2章 警防活動体制

(組織)

第4条 警防活動を効果的に行うため、消防本部及び消防署に次の各号に定める組織を置く。

(1) 消防本部に警防本部を置き、警防活動を総括する。

(2) 消防本部及び消防署に消防部隊(以下「隊」という。)を置き、警防活動を実施する。
(警防本部員)

第5条 警防本部は、警防本部長、警防本部長代理、警防副本部長、班長、班員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てるとともに、その職務は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 警防本部長は、消防長をもって充てるものとし、警防本部を統括する。

(2) 警防本部長代理は、消防次長をもって充て、警防本部長を補佐し、警防本部長が不在のときは、その職務を代行する。

(3) 警防副本部長は、各部長をもって充て、警防本部長を補佐し警防本部長並びに警防本部長代理が不在のときは、警防部長の職にある副本部長がその職務を代行する。

(4) 班長は、消防本部の課長の職にある者をもって充てるものとし、所属の職員を指揮監督し所管の業務について統括する。

(5) 班員は、消防本部の職員とし、上司の命を受けて警防本部の任務に従事する。

(警防本部会議)

第6条 警防本部長は、大規模な災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合等で、必要があると認めるときは、警防本部員で構成する警防本部会議を招集することができる。

2 警防本部会議は、消防本部の作戦室で実施し、消防指令センターと一体的に運営するものとする。

(隊の編成)

第7条 隊は、大隊、中隊、小隊及び分隊をもって編成し、大隊に大隊長、中隊に中隊長、

小隊に小隊長、分隊に分隊長を置く。

2 大隊長は所属長、中隊長は泉州南消防組合消防署に関する規程(平成 25 年泉州南消防組合訓令第 2 号)第 3 条に掲げる副署長、分署長、課長、参事、課長代理、主幹、小隊長は主査以上の者をもって充て、分隊長は消防士長以上の者をもって充てる。

3 隊は、おおむね次の基準により編成する。

(1) 大隊は、大隊長及び 2 個中隊以上をもって編成する。ただし、大隊長が不在の場合は、中隊長がその職務を代行する。

(2) 中隊は、中隊長及び 2 個小隊又は 3 個小隊をもって編成する。

(3) 小隊は、小隊長及び 2 個分隊をもって編成する。

(4) 分隊は、分隊長及び隊員並びに消防車両 1 台をもって編成する。

(救急隊等の編成)

第 8 条 救急隊の編成は、泉州南消防組合救急業務規程(平成 28 年泉州南消防組合消防長訓令第 11 号。以下「救急業務規程」という。)の定めるところによる。

2 救助隊の編成は、泉州南消防組合救助業務規程(平成 25 年泉州南消防組合消防長訓令第 13 号。以下「救助業務規程」という。)の定めるところによる。

(隊の種別)

第 9 条 隊の種別は、別表に掲げるとおりとする。

(出動の原則)

第 10 条 隊の出動は、消防指令センターからの指令により行うことを原則とする。ただし、駆け付け通報又は署員発見等で災害の発生を覚知したときは、出動と同時に災害状況等を消防指令センターへ通報しなければならない。

(出動計画及び出動隊編成)

第 11 条 隊の災害出動計画及び出動隊編成については、別に定める。

(出動の種別)

第 12 条 出動の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火災出動 火災の防御に対する出動をいう。

(2) 救急出動 傷病者の救命及び搬送に対する出動をいう。

(3) 救助出動 人命の救助に対する出動をいう。

(4) 事故等出動 火災の未然防止、危険物等漏洩及び救急活動支援並びに航空機警戒等に対する出動をいう。

(5) その他の出動 前各号に掲げる出動以外の災害に対する出動をいう。

(署所の所轄区域)

第 13 条 各署所の所轄区域は、別に定める。

第 3 章 活動の基本原則

(現場活動の原則)

第 14 条 災害現場における各隊は、相互に連携して人命の安全確保を最優先とし、危険要因の排除及び被害拡大の防止に努めるものとする。

(火災防御活動)

第 15 条 火災防御活動は、人員、装備、施設等を有効に活用し、火災による人的、物的被害を最小限度にとどめるため、迅速かつ的確に行わなければならない。

(救急活動)

第 16 条 救急活動は、傷病者の観察及び救命処置を行うとともに、医療機関への搬送を適切かつ迅速に行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、救急隊の活動について必要な事項は、救急業務規程の定めるところによる。

(救助活動)

第 17 条 救助活動は、他の災害活動に最優先して行い、要救助者の安全確保を主眼として、迅速かつ的確に行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、救助隊の活動について必要な事項は、救助業務規程の定めるところによる。

(その他の警防活動)

第 18 条 その他の警防活動は、消防の目的に適合するもの及びこれと密接な関連のあるものについてのみ行うことを原則とする。ただし、関係機関等から要請があり、警防部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

第 4 章 指揮体制

(現場指揮本部の設置)

第 19 条 隊が出動した災害現場においては、警防活動の指揮統制を図るため現場指揮本部を設置する。ただし、災害の状況によっては設置しないことができる。

(現場指揮者)

第 20 条 災害現場における指揮者は、次の者とする。

- (1) 大隊の指揮者は、災害現場を管轄する大隊長又は中隊長を原則とする。
- (2) 中隊の指揮者は、中隊長とする。
- (3) 小隊の指揮者は、小隊長とする。
- (4) 分隊の指揮者は、分隊長とする。
- (5) 警防部長は、災害等の状況等により必要と認めるときは、全隊の指揮をとる。

(指揮支援隊)

第 21 条 指揮支援隊は、火災現場等における指揮体制を補完するため、現場指揮本部等において最上級指揮者の支援を任務とする。

2 指揮司令課長又は最上級指揮者は、第 11 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは指揮支援隊を出場させることができる。

(指揮宣言)

第 22 条 最上級指揮者は、指揮権の所在を明らかにするため、指揮宣言を行わなければならない。

2 指揮権は、指揮宣言をもって移行する。

(指揮要領)

第 23 条 指揮要領等は、別に定める。

(最上級指揮者の責務)

第 24 条 最上級指揮者の責務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 現場指揮本部の統括
- (2) 災害状況の把握
- (3) 情報の収集
- (4) 消防指令センターへの現場情報報告
- (5) 活動方針の決定
- (6) 隊の増強又は削減の決定
- (7) 隊員の安全確保
- (8) 警戒区域の設定
- (9) 関係機関との連絡調整
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第 5 章 災害現場活動

(現場情報)

第 25 条 災害現場に先着した隊の各級指揮者は、災害の種別、状況及び人命救助の要否等の情報を速やかに最上級指揮者又は消防指令センターに報告しなければならない。

2 各級指揮者は、次に掲げる現場情報を常に共有しなければならない。

- (1) 災害の状況及び推移
- (2) 災害の防御の状況
- (3) 死傷者の有無
- (4) 火災の鎮圧及び鎮火
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(現場広報)

第 26 条 災害現場における広報は、軽易な事項を除き、最上級指揮者の指示により統一的に行わなければならない。

2 前項の広報にあつては、関係者の個人情報の保護に留意し、かつ、諸般の事項について誤解を与えることのないよう配慮するものとする。

(火災警戒区域及び消防警戒区域の設定等)

第 27 条 最上級指揮者は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 23 条の 2 第 1 項に規定する

火災警戒区域又は同法第 28 条第 1 項に規定する消防警戒区域(以下これらを「警戒区域」という。)の設定は、災害等の状況を的確に把握して行わなければならない。

2 最上級指揮者は、防御上支障がないと認めたときは、警戒区域の設定解除及び交通規制の緩和に努めなければならない。

(再燃防止)

第 28 条 最上級指揮者は、残火処理に当たっては、再燃防止を徹底するため、必要な隊を現場に待機させるほか、関係者に監視、警戒等の協力を求め、再燃防止等の適切な措置を講ずるものとする。

2 再燃防止の基準については、泉州南消防組合再燃防止規程(平成 25 年泉州南消防組合消防長訓令第 14 号)に定める。

(現場保存)

第 29 条 各級指揮者は、火災原因調査のため、証拠保全及び現場保存に努めなければならない。

(併発災害の対応)

第 30 条 警防部長は、災害防御中その管轄区域内に新たな災害が発生したときは、待機している残留消防隊のうち直近のものから出動させるものとする。この場合において、先に発生した災害の最上級指揮者は、その災害の状況を判断し、消防隊の全部又は一部を、後に発生した災害に再出動させる等適切な処置をとらなければならない。

第 6 章 特別警戒

(特別警戒の実施区分)

第 31 条 特別警戒の実施は、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 管轄区域の市町の災害対策本部が設置されたとき、又はその見込みがあるとき。
- (2) 大規模災害等で消防長が必要と認めたとき。
- (3) 併発災害、災害の規模等により、最上級指揮者が消防力の増強が必要であると認めたとき。
- (4) 消防長が、災害等の発生するおそれ、または発生した場合に被害が拡大するおそれがあると認めた場合。

(特別警戒の実施事項)

第 32 条 特別警戒時においては、次に掲げる事項を必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害の予防広報活動
 - (2) 災害危険区域の巡回及び重要建築物等の警戒
 - (3) 消防職員の自宅待機又は招集
 - (4) 消防団への警戒体制の要請
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害等の予防及び警戒上必要な措置
- (増員体制及び職員招集)

第 33 条 消防長又は署長は、増員体制の必要があると認めるときは、職員の招集を命じるものとする。

2 最上級指揮者等は、災害の規模等により、消防力の増強が必要であると認めたときは、別に定める泉州南消防組合災害時組織増員計画により、職員の招集を行うことができる。

3 前項の規定により、職員を招集した場合は、警防部長及び署長に報告しなければならない。

4 職員は、非常招集の発令があったときは、速やかに参集しなければならない。

第 7 章 消防通信

(業務及び出動指令)

第 34 条 消防指令センターは、災害の覚知、警防活動に関する必要な指令、無線統制、情報収集及び連絡等の業務を行うものとする。

2 消防指令センターは、災害を覚知したときは、別に定める災害出動計画に基づき出動を指令し、隊の効率的運用に努めるものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、消防通信について必要な業務は、泉州南消防組合無線局運用規程(平成 25 年泉州南消防組合消防長訓令第 15 号)の定めるところによる。

第 8 章 消防調査

(警防調査)

第 35 条 署長、警備課長及び指揮司令課長(以下「署長等」という。)は、有効適切な警防活動を行うため、所属職員に次に掲げる事項を調査させ、その実態を把握させておかなければならない。

(1) 道路の状況及び水利の状況

(2) 調査の必要がある消防対象物

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の調査は、定期及び随時行うものとし、その状況を必要に応じて台帳等に記載し整備しなければならない。

(警防査察)

第 35 条の 2 署長は、管轄区域内の消防対象物等に対し、火災予防及び火災等による被害軽減のため、所属職員に警防査察を実施させなければならない。

2 前項の警防査察の実施方法等は、泉州南消防組合査察規程(令和 3 年泉州南消防組合消防長訓令第 15 号)に定めるところによるものとする。

(火災調査)

第 36 条 火災原因の調査及び損害の調査は、火災覚知と同時に実施することとし、調査に関し、必要な事項は、泉州南消防組合火災調査規程(平成 25 年泉州南消防組合消防長訓令第 16 号)によるものとする。

第9章 警防訓練

(訓練)

第37条 警防部長は、職員の技術向上及び志気の高揚を図るため、署長等に警防訓練計画（以下「訓練計画」という。）を策定させるものとする。

2 署長等は、策定した訓練計画に基づき、訓練を実施するものとする。

(訓練種別)

第38条 警防訓練の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火災活動訓練 各種火災防御技術の向上を図るために行う訓練をいう。
- (2) 救助訓練 人命救助技術及び救助資器材の使用技術向上を図るために行う訓練をいう。
- (3) 救急活動訓練 救急活動を迅速かつ適切に実施するために行う訓練をいう。
- (4) 特殊災害訓練 特殊災害の警防活動技術向上を図るために行う訓練をいう。
- (5) 通信訓練 警防活動における無線通話要領及び情報伝達要領の向上を図るために行う訓練をいう。
- (6) その他訓練 上記以外の必要と認める訓練

(訓練内容)

第39条 警防訓練の内容は、前条各号に掲げる訓練の種別ごとにそれぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 通常訓練 災害を想定した基本訓練、合同訓練及び総合訓練をいう。
- (2) 図上訓練 警防計画等を活用した災害現場に対応するための図上想定訓練をいう。
- (3) 特別訓練 管轄区域全体又は他の市町村等団体と合同で行う訓練をいう。

(訓練効果の確認)

第40条 署長等は、前条各号に掲げる訓練を実施したときは、必要に応じて訓練効果の確認を行い、警防活動の向上に反映させるものとする。

第10章 安全管理

(災害活動時の安全管理)

第41条 各級指揮者は、出動途上及び災害現場において隊員の活動状況を的確に把握し、安全確保のため必要な措置を講ずるものとする。

2 隊員は、安全管理の基本が自己にあることを認識するとともに、隊員相互が安全に配慮し、危害防止に努めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、災害活動時の安全管理については、別に定めるところによる。

(訓練時の安全管理)

第42条 訓練時の安全管理については、別に定めるところによる。

第 11 章 警防計画

(警防計画)

第 43 条 署長等は、防御困難地域又は防御困難対象物において火災が発生した場合に人命の危険又は延焼拡大の危険が大きく、特別の防御活動が必要と認められるものについて、事前に警防計画を策定し、内容を職員に周知しなければならない。

2 前項の警防計画は、次に掲げる計画ごとに策定するものとする。

(1) 防御重要地域警防計画

(2) 特定対象物警防計画

(3) その他の警防計画

3 警防計画の策定基準及び要領は、別に定める。

第 12 章 応援出動等

(応援出動)

第 44 条 この組合の管轄区域外の区域における災害の発生に対し、消防の応援を行う場合には、他の地方公共団体その他の行政機関との間に締結した各協定等に基づき実施するものとする。

2 前項に規定する協定以外の災害応援については、その都度消防長の指示により実施するものとする。

第 13 章 報告

(活動報告)

第 45 条 隊の各級指揮者は、災害出動したときは、出動区分ごとに別に定める報告書を所属長に提出しなければならない。

(特命報告)

第 46 条 所属長は、前条に定めるもののほか、必要な報告を求めることができる。

(訓練報告)

第 47 条 訓練を実施した責任者は、その結果を必要に応じ署長等に報告しなければならない。

第 14 章 雑則

(災害活動の検討会)

第 48 条 隊の災害出動後、各隊の災害活動結果を検討し、隊の災害活動の技能向上を図り、併せて将来の施策の参考に供するため、検討会を開くものとする。

2 前項の検討会に関しては、別に定める。

(消防団との連携)

第 49 条 最上級指揮者は、災害現場において円滑な防御活動等を行うため、常に消防団と

の連携を図らなければならない。

(防災部局等との連携)

第 50 条 この訓令に定めるもののほか、地震、風水害その他の災害等、管轄区域の市町における地域防災計画等に定めがある場合は、常に市町担当部局等との連携を図るものとする。

(その他)

第 51 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附則(令和 3 年 11 月 12 日消防長訓令第 19 号)

この訓令は、令和 3 年 11 月 12 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

消防 部隊	指揮支援隊		災害現場における指揮活動の支援を行うため、指揮支援隊長及び隊員並びに指揮車をもって編成する。
	消火 隊	ポンプ隊	災害現場における警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに業務に必要な装備をした消防ポンプ自動車をもって編成する。
		タンク隊	水利希薄な地域及び現場直近に部署し、災害現場における警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに水槽付消防自動車をもって編成する。
		化学消火隊	災害現場における特殊な警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに化学消防自動車をもって編成する。
	救助 隊	救助隊	災害現場における救助活動及び警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに救助器具を積載した救助工作車をもって編成する。
		水難救助隊	水域における救助活動に従事するため、隊長及び隊員並びに潜水器具等を積載した水難救助車をもって編成する。
	はしご隊		災害現場における救援活動及び警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びにはしご付消防自動車をもって編成する。
	特殊車両隊		災害現場における特殊な警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに特殊消防自動車等をもって編成する。
	特命隊		警防部長が特に必要と認めるときに消防本部に設置する隊とする。
	救急隊		災害現場による事故等の傷病者又は急病人を医療機関へ搬送するため、隊長及び隊員並びに救急自動車をもって編成する。

【資料 3-1-1-1】 泉南市水防非常勤務要領

泉南市水防非常勤務要領

1. 主旨

泉南市水防非常勤務は、泉南市災害対策本部が設置されるまでの間、都市整備部および市民生活環境部産業観光課ならびに農業委員会職員により、本要領によって実施する。

2. 水防配備指令

水防配備については、気象状況等を踏まえ、災害警戒本部長（総合政策部長）、指揮（都市整備部長、市民生活環境部長）が協議のうえ、指令を発する。 配備指令の連絡系統は別途定める。

3. 班編成

職員を別表「水防班編成表」のとおり、指揮班を2ヶ班および水防班を4ヶ班に編成し、順次交代して水防非常勤務にあてる。

当番班に対し水防非常勤務の配備指令があった場合、次回の水防非常勤務当番班を、それぞれ次班に交代する。

4. 配備体制

1. 警戒配備指令

当番指揮・指揮補佐が勤務につく。 ただし、気象状況により更に人員の増加が必要となった場合は、勤務に当たっている者が当番水防班員に連絡の上増員するものとする。

2. 水防1号配備指令

指揮班1ヶ班および水防班1ヶ班勤務とする。

3. 水防2号配備指令

指揮班1ヶ班および水防班2ヶ班勤務とする。

4. 水防3号配備指令

水防要員全員勤務とする。ただし、事態が長引く場合は適宜交代させる。

5. 配備区分

気象警報・ 注意報	注意報	警報	備 考
大雨、洪水	—	警戒配備	必要に応じ1号、2号もしくは3号配備指令とする
高 潮	水防1号配備(1ヶ班)	水防2号配備(2ヶ班)	高潮対策実施要領

津 波	水防1号配備(1ヶ班)	水防3号配備(全員)	津波対策実施要領
波 浪	—	警戒配備	

土砂災害 警戒情報 (対象地 域：泉南 市)	警戒判定メッセージ情報 赤色(警戒)	警戒情報発表	備 考
	水防1号配備(1ヶ班)	水防2号配備(2ヶ班)	必要に応じ3号配備とする

1. 大阪府（津波予報区）において、執務時間外に津波警報（大津波警報を含む）が発表された場合、全員が自主参集すること。

2. 前号の場合における参集場所は、別紙水防班編成表に★印および●印の表示された班員は、自宅等から各現場に直行し、直ちに水門、門扉、樋門の閉鎖作業を開始するものとし、指揮、指揮補佐および他の班員は水防本部（都市整備部）に参集すること。また、水門等閉鎖要員は、災害対策本部体制時においては、閉鎖後、土木・下水道班の現場待機要員を除き、災対本部配備各班活動に合流する。

6. 水防非常勤務の時間

水防非常勤務時間は、17時30分から翌日の9時00分までを一勤務とする。

なお、休日の場合の水防非常勤務は、9時00分から21時00分まで、および21時00分から翌日の9時00分までの2交代制とする。

【例】 各班の交代の順は、水防班1、2、3、4班の順とする。ただし、事態が長引く場合、指揮班A、B班の交代は状況により臨機応変に行う。

	金曜日の場合		翌日		翌々日
	17:30	～ 9:00	～ 21:00	～ 9:00	
水防1号配備指令の場合		1班		2班	3班
水防2号配備指令の場合		1・2班	3・4班		1・2班

執務時間中に水防勤務を必要とする場合は、本要綱にかかわらず、全班員のうち班長（各課課長等）から指示された者がこれに当たる。但し、津波警報時においては、水門等閉鎖要員に指名されたものが、直ちに閉鎖作業に当たる。

7. 非常勤務者の心得

1. 気象状況の悪化が予想される場合は、例え夜間に水防非常勤務が発せられても、ただちに出勤できるよう予め配慮しておくこと。
2. 執務時間外に配備区分に掲げる気象警報・注意報等が発表されたときは、水防配備指令に備え、出来る限り不急の外出はさけること。また、増員招集に備えるため、当番班以外の班員においても同様とする。
3. 水防非常勤務者は交代者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れないこと。
4. 交代勤務者は、予め自己の勤務すべき時間を確認しておき、交代時間までに出勤すること。ただし、その必要がない場合は、予め連絡する。

8. 非常勤務の交代

各班の交代の順は、第1、2、3、4班の順とする。交代勤務する後任班長は前任班長より下記について引継ぎを受けること。

- (1) 水防勤務日誌(様式-1)
- (2) 水防非常勤務従事職員名簿(様式-2)
- (3) 気象情報等
- (4) その他必要な事項

9. 非常勤務中の業務内容

非常勤務の業務内容は、下記のとおりである。班長は、班員の分担を定めて、業務の遂行の円滑化を図ること。

- (1) 市民等から対応要請を受けた箇所の状況確認および現場対応
- (2) 河川水路、海面、山間部を主とする道路、工事現場等の状況把握
- (3) 被害状況の整理、水防勤務日誌の記録、時間雨量、水位観測
- (4) 情報連絡
- (イ) 高潮対策で、水門・門扉等の施設の開閉操作を行った場合、遅滞なく大阪府港湾局阪南港湾事務所へ報告する。
- (ロ) 大阪府岸和田土木事務所から、知事指定河川である樫井川、男里川において、洪水のおそれがあると認めるときに発令される、水防警報、特別警戒水位の情報を受理する。
- (ハ) 関係機関との情報交換
(泉南警察署、大阪府岸和田土木事務所、大阪府岸和田土木事務所尾崎出張所、大阪府港湾局阪南港湾事務所、大阪府泉州農と緑の総合事務所、泉佐野市、阪南市、田尻町、岩出市)
- (5) その他、必要な業務

付則：平成18年9月改定

平成21年4月改定

平成22年4月改定

平成 23 年 4 月改定

平成 24 年 4 月改定

平成 25 年 4 月改定

平成 27 年 4 月改定

平成 30 年 4 月改訂

平成 31 年 4 月改定

令和 3 年 4 月改定

【資料 3-7-2-1】 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
	半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。

被 害 項 目		報 告 基 準
	一 部 破 損 (準 半 壊)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上20%未満のものとする。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑 の 冠 水	
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

被 害 項 目		報 告 基 準
そ の 他	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被 害 金 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

【資料 3-7-2-2】 災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲
(大阪府災害救助法施行細則 第二条)

令和6年10月

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間																																												
避難所及び応急仮設住宅の 供与	避難所	一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。 三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費)とし、一人一日につき三百五十円以内とする。 四 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	法第四条第一項第一号の避難所については災害発生の日から七日以内、同条第二項の避難所については法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第一項の規定による救助を行う旨を同条第三項の規定により公示した日までの期間以内																																												
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。 一 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。) イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の实情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百八十八万三千円以内とする。 ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。))を建設型応急住宅として設置することができる。 ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。 ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 二 賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。) イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の賃貸又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の实情に応じた額とする。 ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。	完成の日から二年以内																																												
炊き出しその他による食品の 給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。))に対して行う。 二 被災者が直ちに食することができる現物による。 三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千三百三十円以内とする。	災害発生の日から七日以内																																												
	飲料水の供給	一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から七日以内																																												
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。))又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等をするをいう。))により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷した者等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 二 被害の实情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。	災害発生の日から十日以内																																												
		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">季別</th><th colspan="6">世帯区分</th></tr><tr><th>一人世帯</th><th>二人世帯</th><th>三人世帯</th><th>四人世帯</th><th>五人世帯</th><th>六人以上一人増すごとに加算する額</th></tr><tr><td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td><td>夏季</td><td>円 一九、八〇〇</td><td>円 二五、四〇〇</td><td>円 三七、七〇〇</td><td>円 四五、〇〇〇</td><td>円 五七、〇〇〇</td><td>円 八、三〇〇</td></tr><tr><td>冬季</td><td>円 三二、八〇〇</td><td>円 四二、四〇〇</td><td>円 五九、〇〇〇</td><td>円 六九、〇〇〇</td><td>円 八七、〇〇〇</td><td>円 一二、〇〇〇</td></tr><tr><td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td><td>夏季</td><td>円 六、五〇〇</td><td>円 八、七〇〇</td><td>円 一三、〇〇〇</td><td>円 一五、九〇〇</td><td>円 二〇、〇〇〇</td><td>円 二、八〇〇</td></tr><tr><td>冬季</td><td>円 一〇、四〇〇</td><td>円 一三、六〇〇</td><td>円 一九、四〇〇</td><td>円 二三、〇〇〇</td><td>円 二九、〇〇〇</td><td>円 三、八〇〇</td></tr></table>	区分	季別	世帯区分						一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一九、八〇〇	円 二五、四〇〇	円 三七、七〇〇	円 四五、〇〇〇	円 五七、〇〇〇	円 八、三〇〇	冬季	円 三二、八〇〇	円 四二、四〇〇	円 五九、〇〇〇	円 六九、〇〇〇	円 八七、〇〇〇	円 一二、〇〇〇	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	円 六、五〇〇	円 八、七〇〇	円 一三、〇〇〇	円 一五、九〇〇	円 二〇、〇〇〇	円 二、八〇〇	冬季	円 一〇、四〇〇	円 一三、六〇〇	円 一九、四〇〇	円 二三、〇〇〇	円 二九、〇〇〇	円 三、八〇〇	
区分	季別	世帯区分																																													
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額																																								
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一九、八〇〇	円 二五、四〇〇	円 三七、七〇〇	円 四五、〇〇〇	円 五七、〇〇〇	円 八、三〇〇																																								
	冬季	円 三二、八〇〇	円 四二、四〇〇	円 五九、〇〇〇	円 六九、〇〇〇	円 八七、〇〇〇	円 一二、〇〇〇																																								
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	円 六、五〇〇	円 八、七〇〇	円 一三、〇〇〇	円 一五、九〇〇	円 二〇、〇〇〇	円 二、八〇〇																																								
	冬季	円 一〇、四〇〇	円 一三、六〇〇	円 一九、四〇〇	円 二三、〇〇〇	円 二九、〇〇〇	円 三、八〇〇																																								
		備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。																																													

医療及び助産	医療	一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。))が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。))において行うことができる。 三 次の範囲内において行う。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 四 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内	災害発生の日から十四日以内
	助産	一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 三 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 償行料金の百分の八十以内の額	分べんした日から七日以内
被災者の救出		一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	一 災害のため住家が半壊し、半壊し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。 二 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。 三 支出することができる費用は、一世帯につき五万五千五百円以内とする。	災害発生の日から十日以内
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	一 災害のため住家が半壊し、半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十一万七千円 ロ 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万八千円	災害発生の日から三月以内 (災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)
生業に必要な資金の貸与		一 住家が全壊し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。 イ 生業費 一件につき三万円 ロ 就職支度費 一件につき一万五千元 四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から一月以内
学用品の給与		一 住家の全壊、全壊、流失、半壊、半壊又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。))に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 三 支出することができる費用は、次の額以内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具費及び通学用品費 (1) 小学校の児童 一人につき 五千二百円 (2) 中学校の生徒 一人につき 五千五百円 (3) 高等学校等の生徒等 一人につき 六千円	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内

埋葬	一 災害の犠死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 三 支出することができる費用は、一体につき大人二十二万六千円以内、小人十八万八千円以内とする。	災害発生の日から十日以内
死体の捜索	一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 二 支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から十日以内
死体の処理	一 災害の犠死亡した者について、死体に関する処理を行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 三 検案は、原則として救護班によって行う。 四 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千六百元以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千七百円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の償行料金の額以内	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十四万円以内とする。	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 次の範囲内において行う。 イ 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

【資料 3-7-3-1】 災害救助法適用時における大阪府の食料緊急引渡の基準抜粋

1 引渡し量

区 分 \ 品 目	米 穀	漬 物
被災者供給用	精米 1 人 1 食当たり 200g 又は 玄米 1 人 1 食当たり 220g	1 人 1 食当たり 20g
災害救助従事者供給用	精米 1 人 1 食当たり 300g 又は 玄米 1 人 1 食当たり 330g	1 人 1 食当たり 20g

2 引渡し施設等の区分

災害の状況	手続き	引渡し場所	引渡し品目	引渡しを受け
知事と市町村長の連絡ができる場合	知事に引渡要請を事前に行い、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出	知事の指定する場所	精米、玄米、漬物	市町村長
交通、通信の途絶等のため、知事と市町村長の連絡がつかない場合	農水局長に引き渡しを電話等で要請		玄米	市町村長
	漬物保管者に引き渡しを電話等で要請		漬物	

【資料 3-7-3-2】 災害応急食料の引渡し手続き

	手続き等
1. 知事と市町村長の連絡ができる場合	(1) 乾パン ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡請求を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。 ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。 イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、近畿農政局大阪農政事務所長に対し、緊急引渡要領第3に準じ、乾パンの引渡を要請する。 ウ 知事は、近畿農政局大阪農政事務所長の指示に従い、乾パンを市町村長に引渡す。 エ 市町村長は、乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ災害救助用食料（乾パン）引渡受領書（様式第2号）を1部提出する。 (2) 米穀（精米） ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。 ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。 イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀卸売業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀卸売業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第3号）により精米の供給要請を行う。 ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。 この際に知事は、供給業者以外の米穀卸売業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。 ウ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。 エ 市町村長は、精米の受渡しを受ける際に、供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第4号）を1部提出する。 オ 市町村長へ引渡しを行った供給業者は、災害救助用食料（精米）引渡報告書（様式第5号）に災害救助用食料（精米）受領書の写しを添えて、速やかに1部提出するものとする。

	手続き等
1.知事と市町村長の連絡ができる場合	(3) 漬物 ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡請求を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。 ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。 イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第6号）により、漬物の引渡指示を行う。 ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。 ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。 エ 市町村長は、漬物の引渡しを受ける際に、漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第7号）を1部提出する。 オ 漬物保管者は、市町村長への漬物の引渡しの後、災害救助用食料（漬物）引渡報告書（様式第8号）に災害救助用食料（漬物）受領書の写しを添えて、速やかに知事に1部提出するものとする。
2.交通、通人の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合	(1)米穀 ア 市町村長は、近畿農政局大阪農政事務所において農林水産省指定倉庫等を管轄する主管課長又は地域課長（以下「地域課長等」という。）に災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式第9号）を提出し、災害救助用米穀受領書（様式第10号）と引換えに農林水産省指定倉庫等において米穀を受領する。 ただし、地域課長等に連絡のとれないときは、当該農林水産省指定倉庫等の保管業務担当者である農政事務所職員（保管業務担当者である農政事務所職員に連絡のとれないときは、農林水産省指定倉庫等の責任者）に対して、直接、上記手続きを行うことができるものとする。 イ 市町村長は、農林水産省指定倉庫等から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式第11号）を提出する。

3.代金納付	(代金納付) 第8 買受手続等が完了した後の代金納付については、次のとおりとする。 1 市町村長は災害救助従事者用として災害救助用食料を受領した場合、その日から起算して 20 日以内に、代金を知事に納付するものとする。
	手続き等
1.知事と市町村長の連絡ができる場合	(3) 漬物 ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡請求を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。 ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。 イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第6号）により、漬物の引渡指示を行う。 ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。 ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。 エ 市町村長は、漬物の引渡しを受ける際に、漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第7号）を1部提出する。 オ 漬物保管者は、市町村長への漬物の引渡しの後、災害救助用食料（漬物）引渡報告書（様式第8号）に災害救助用食料（漬物）受領書の写しを添えて、速やかに知事に1部提出するものとする。

2.交通、通人の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合	(1)米穀 ア 市町村長は、近畿農政局大阪農政事務所において農林水産省指定倉庫等を管轄する主管課長又は地域課長（以下「地域課長等」という。）に災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式第9号）を提出し、災害救助用米穀受領書（様式第10号）と引換えに農林水産省指定倉庫等において米穀を受領する。 ただし、地域課長等に連絡のとれないときは、当該農林水産省指定倉庫等の保管業務担当者である農政事務所職員（保管業務担当者である農政事務所職員に連絡のとれないときは、農林水産省指定倉庫等の責任者）に対して、直接、上記手続きを行うことができるものとする。 イ 市町村長は、農林水産省指定倉庫等から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式第11号）を提出する。 (2)漬物 ア 市町村長は、漬物保管者に対し電話等で要請のうえ、災害救助用漬物緊急引渡受領書（様式第12号）と引換えに漬物保管者の倉庫等から漬物を受領する。 ただし、漬物保有者に対して連絡のとれないときは、漬物保管者の倉庫等の責任者に対して、直接、上記手続きを行うことができる。 イ 市町村長は、漬物保管者の倉庫等から漬物を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用漬物緊急引取報告書（様式第13号）を提出する。
3.代金納付	(代金納付) 第8 買受手続等が完了した後の代金納付については、次のとおりとする。 1 市町村長は災害救助従事者用として災害救助用食料を受領した場合、その日から起算して20日以内に、代金を知事に納付するものとする。

【資料 5-1-2-1】 災害弔慰金の支給等に関する条例

○災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 条 例

昭和 49 年 10 月 18 日条例第 27 号

災害弔慰金の支給等に関する条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄

弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際、現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（1） 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（2） 令第2条に規定する場合

（3） 災害に際し、その他の特別の事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあ

っては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年3月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年12月23日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年7月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年10月16日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和58年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成7年2月9日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成7年1月17日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年9月28日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月26日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月27日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 5-1-2-2】 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則

昭和 49 年 10 月 18 日規則第 8 号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は条例第 3 条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長はこの市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様

式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名、及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人にかかる借用書及

びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 6 号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

（4）借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第 22 号）第 1 条に規定する基準に該当することを証する書類

3 市長は償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第 15

号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しないものがあるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成 2 年 4 月 23 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 26 日規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 12 月 27 日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 11 月 19 日規則第 27 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

【資料 5-1-2-3】 泉南市災害見舞金等支給規程

○泉 南 市 災 害 見 舞 金 等 支 給 規 程

昭和 50 年 3 月 31 日 規程第 1 号

改正 平成 2 年 4 月 23 日 規程第 3 号

平成 5 年 3 月 3 日 規程第 2 号

平成 24 年 7 月 5 日 訓令第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、本市の住民が災害を受けたとき、罹災者又はその遺族に災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給し、市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「災害」とは、暴風、豪雨その他異常な自然現象又は火災により生ずる被害をいう。ただし、災害弔慰金及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年条例第 27 号）の対象となる場合は、この規程は適用しない。

(見舞金等)

第 3 条 災害により死亡又は治療 1 月以上の傷害を受けた者又は罹災したる世帯に対しては、別表 1 のとおり見舞金等を支給する。

2 前項の建物は、現に居住している建物に限るものとし、その被害の程度の認定の基準は、別表 2 のとおりとする。

(受給資格及び要件)

第 4 条 見舞金等の受給資格は、災害発生時に本市の住民基本台帳に登載されている者でなければならない。

2 弔慰金受給範囲及び順位等は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 42 条、第 43 条第 1 項及び第 44 条の規定を準用する。

(届出及び支給)

第 5 条 第 3 条の規定による見舞金等の給付を受けようとする者は、災害見舞金等支給申請書（様式第 1）に罹災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から 1 月以内に市長に申請しなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(給付の決定)

第 6 条 市長は前項の申請を受けたときは、その事由を確認して支給の可否を決定し、災害見舞金等支給決定（申請却下）通知書（様式第 2）により本人に通知しなければならない。

2 見舞金等の支給は、前項の決定後すみやかに行うものとする。

(給付決定の取消)

第7条 市長は、見舞金等の支給額を決定した後において次の各号の一に該当する事実があると認めたときは、これを取消することができる。

(1) 故意に給付の事由を生ぜしめたとき

(2) 申請の内容に偽りがあったとき

(見舞金等の返還)

第8条 市長は、前条の規定により取消した見舞金等がすでに支給されていたときは、その全額又はその一部を返還命令書（様式第3）により返還させることができる。

(疑義の決定)

第9条 この規程に疑義が生じた場合及びこの規程に定められていない事項について協議の必要がある場合には、そのつど協議し決定するものとする。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月23日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月3日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の泉南市災害見舞金等支給規程の規定は、平成5年1月1日から適用する。

附 則（平成24年7月5日訓令第6号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。（後略）

別表 1

見舞金等の支給額

区分		単位	金額
建 物 災 害	全壊、全焼、流失	1 世帯につき	60,000 円
	半壊、半焼	1 世帯につき	30,000 円
	床上浸水	1 世帯につき	10,000 円
人 的 災 害	死亡	1 人につき	100,000 円
	傷害（治療 1 か月以上）	1 人につき	30,000 円

別表 2

建物災害の認定基準

種類	認定基準
全壊、全焼、流失	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの
半壊、半焼	損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの
床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊または半壊に該当しないが、土砂竹木などのたい積のため、一時的に居住することができないもの